

新公審査答申（個）第83号  
令和7年1月2日

新潟市長様

新潟市公文書公開等審査会  
会長 菊池 弘之

### 審査請求に関する諮問について（答申）

令和2年2月13日付け、新民生第707号によって諮問のあった件について、次のとおり答申する。

#### 第1 審査会の結論

新潟市長（以下「実施機関」という。）が、令和元年10月15日付け、新広聴第327号の2により行った一部開示決定は、これを取り消し、改めて非開示決定をすべきである。

#### 第2 事実関係

答申に至る経緯は次のとおりである。

- 1 審査請求人は、令和元年10月1日、新潟市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第13条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、平成30年10月23日17時頃東区役所職員より広聴相談課職員Aに対し「『事前に県弁護士会に相談の項目だけでも、連絡できないか。弁護士とのミスマッチが起きないように』と相談者から要請があった。」と電話があった。この電話を受け、県弁護士会に問い合わせた日時、問い合わせ者、問い合わせ内容と回答があった日時、受けた者、内容を示すもの（広聴相談課職員Bが問い合わせし、回答を受けたのか、広聴相談課職員Aが問い合わせし回答を受けたのか、2人とも同じ問い合わせをし、それぞれ回答を得ているのか、を示すものを開示請求している。）（以下「本件請求情報」という。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。
- 2 実施機関は、本件請求について、「『弁護士の法律相談』に対する苦情対応への見解について」（以下「本件対象文書1」）、及び「東区無料弁護士相談に係る審査請求人備忘録」（以下「本件対象文書2」といい、本件対象文書1と併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、条例第14条第3号に該当するため一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、令和元年10月15日付けて審査請求人に通知した。

- 3 審査請求人は、令和元年10月21日付けで、本件決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 実施機関は、令和2年2月13日、条例第27条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。
- 5 当審査会における審査の過程は、次のとおりである。

令和2年 2月13日	諮問書受理
令和7年 8月29日	審査会開催（第1回）
令和7年10月20日	審査会開催（第2回）
令和7年11月17日	審査会開催（第3回）

### 第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書及び反論書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。なお、その他の主張もあるが、当審査会の結論を左右するものではないため取り上げない。

一部公開の中に本件対象文書1が開示されたが、この文書は見解を述べているに過ぎず、県弁護士会に「弁護士とのミスマッチが起きないように」問い合わせの要請をしたことが、記載されていない。更に本件対象文書2においても、この問い合わせがされていない。

私が問い合わせ要請した「弁護士とのミスマッチが起きないように」とのやり取りを開示するよう求める。

本件対象文書1は、開示を求めている文書とは、関係ない文書であり、見解を示して、文書開示したことにしては、情報公開制度に反している。

### 第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。なお、その他の主張もあるが、当審査会の結論を左右するものではないため取り上げない。

個人情報開示請求書（以下「本件請求書」という。）の記載内容を見るに、審査請求人が求めるものは、審査請求人が平成30年10月23日に東区役所で開催された弁護士無料法律相談を受けた直後に、東区役所区民生活課の職員に、「弁護士とのミスマッチが起きないように」と県弁護士会に問い合わせるよう要請した事項について、実施機関が県弁護士会に対して問い合わせた記録と捉えることができたことから、本件請求情報が記録されている文書を本件対象文書1及び本件対象文書2と特定し、条例に基づき一部開示決定した。

審査請求人は、「弁護士とのミスマッチが起きないように」と県弁護士会に問い合わせるよう要請したことに対して、広聴相談課職員Bと広聴相談課職員Aのどちらの職員が問い合わせたのか、2名の職員が個々に問い合わせたのかを示すものを

請求していることから、広聴相談課職員Bからの問い合わせはしていないことを示すために本件対象文書2を開示したものである。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件審査請求について

本件審査請求は、本件決定を行ったものの、審査請求人から、本件決定の取消しを求めてなされたものである。以下、本件決定の妥当性について検討を行う。

### 2 本件決定の妥当性について

#### (1) 本件対象文書について

実施機関の主張によると、本件請求書の記載内容から、審査請求人が求めるものは、審査請求人が平成30年10月23日に東区役所で開催された弁護士無料法律相談を受けた直後に、東区役所区民生活課の職員に、「弁護士とのミスマッチが起きないように」と県弁護士会に問い合わせるよう要請した事項について、実施機関が県弁護士会に対して問い合わせた記録と捉えることができたことから、本件請求情報が記録されている文書を本件対象文書1及び本件対象文書2と特定したことである。

しかし、審査請求人は、本件対象文書には、県弁護士会に弁護士とのミスマッチが起きないように問い合わせたことが記載されておらず、やり取りを開示するよう主張している。

#### (2) 本件対象文書1について

本件対象文書1には、審査請求人の要請に基づき、県弁護士会に問い合わせを行った結果を踏まえ、実施機関がまとめた見解が記載されているものの、本件請求情報が記載されているとは認められない。

そのため、当該文書を特定したことについて、当審査会が実施機関に対して説明を求めたところ、当該文書以外に県弁護士会に問い合わせた記録は存在せず、審査請求人の請求に最も近いものとして、本件対象文書1を特定したことであった。

なお、実施機関に対し、本件対象文書1を作成する過程で作成した文書の有無について確認したところ、作成した文書は無いとのことであった。

#### (3) 本件対象文書2について

本件対象文書2には、審査請求人が平成30年10月23日に弁護士無料法律相談を受けた直後に、実施機関に対し要求した内容が含まれていると確認できたものの、本件請求内容の記載を確認することはできなかった。

上記第4実施機関の主張によると、当該文書は広聴相談課職員Bが、審査請求人の要請に基づき、県弁護士会に問い合わせを行っていない事実を示す趣旨で開示したことであり、もとより本件請求情報が記録されたものであるかを考慮しておらず、実際に本件請求情報は記録されていない。

(4) これらのことからすると、審査請求人の要請に基づく問い合わせについての記録は作成しておらず、また、他にその存在をうかがわせる特段の事情も見当たらないことから、当審査会としては、本件請求情報は存在しないと判断せざるを得ない。

さらに、双方の主張を見ても、本件決定前に「請求に最も近いもの」として文書を特定することについて、実施機関のみで行われ、審査請求人と実施機関とのやりとりを通じて行われた事実を確認できないことから、当審査会において実施機関の判断を是認することはできない。

よって、本件決定は取り消されるべきである。

### 3 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

(第1部会)

委員 池睦美、委員 岩寄勝成